

子政第757号  
令和2年5月5日

各私立幼稚園園長  
各認定こども園園長 } 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
緊急事態措置に係る保育所等への協力要請について（依頼）

日頃より、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、4月19日に山梨県における緊急事態措置を実施し、皆様には、御協力をいただいているところです。

この度、5月4日に新型インフルエンザ等緊急事態宣言の実施期間が5月31日までに延長されたことを受けて、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止のための山梨県における緊急事態措置」のとおり措置を行うことといたしました。

貴職におかれては、緊急事態措置の実施期間において、仕事を休んで家にいることができる保護者に対して登園を控えるようお願いすること等により、幼稚園等における保育の提供の縮小を検討するなど、引き続き適切な対応をお願いします。

なお、その場合であっても、必要な者に保育が提供されないことがないよう、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で預かり保育を縮小して提供するなど、園児の居場所の確保に向けた取組について御検討頂くよう、重ねてお願いします。

また、県では、幼稚園等へ子どもが登園しなかったことにより、仕事の休業を余儀なくされた住民税非課税世帯及びひとり親世帯の保護者の方へ、一定の要件のもとで、一定額を助成する制度（「山梨県新型コロナウイルス対策子育て家庭休業助成金」）を拡大した上で継続していることに加え、新たに、妊娠中の女性労働者が休業した場合に休業に伴う収入減の一部を補填する制度（「山梨県新型コロナウイルス感染症対策妊婦休業助成金制度」）を設けておりますので、御承知おき下さい。

子育て支援局子育て政策課 TEL 055-223-1458